

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月及び平成22年3月にそれぞれ前期と後期の「人吉市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境を整備してきました。また、子育て支援に関する様々な取り組みを通して、「地域の宝である子どもたちは家族や地域との繋がりの中でこそ一層健やかに育ち、地域の活力が増大する」という考えのもと、全ての人々が心の豊かさや生きがい、幸せを実感していただける、笑顔あふれるまちを推進してきました。

しかし、少子化は依然として進行しており、急速な少子高齢化の進行は、就労人口の減少による人手不足や、若い世代の減少による社会保障の支え手の細さは、社会保障負担の増加に繋がるなど、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会環境が変化する中、子育ての孤立感や負担感を多くの子育て家庭が感じていこるなどの問題が生じています。そのような問題に対応するため、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

このような状況を受け、本市においても、次代の人吉市を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、行政、家庭、地域、団体、企業等と一体となって支援していく必要があります。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、本市の子どもたちが心身ともに健やかに生きる権利を実現できるよう、子どもの視点に立ち、これまでの「人吉市次世代育成支援行動計画」により取り組んできた子ども・子育て支援を一層推進するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置付ける計画です。また、上位計画である「人吉市総合計画」及び関連計画と整合を図り策定しました。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

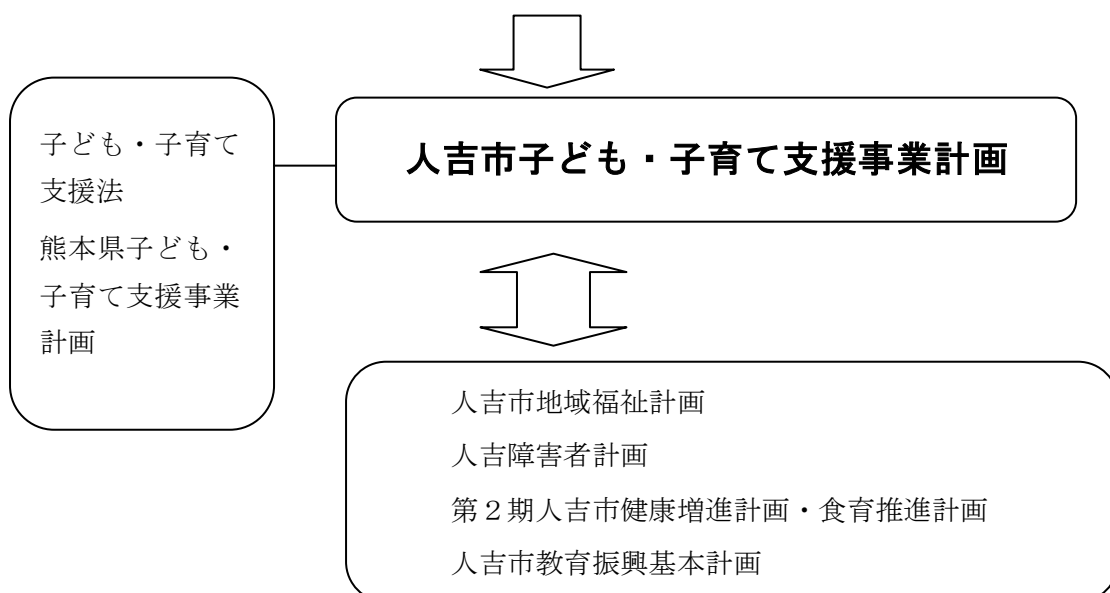
第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

第5次人吉市総合計画

市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち



3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として推進します。

また、計画期間中においても、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
策定 作業	第1期計画期間									
						策定 作業	第2期計画期間			

4 策定の体制

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て支援法第77条の規定の事項や、子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、子ども・子育て会議の中で審議し、計画に関する意見などを集約しながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の皆様の子育てに関する生活実態や、福祉サービスに関するニーズ、ご要望・ご意見などを把握するため、就学前及び小学校児童のいる全世帯の保護者への「人吉市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

調査対象	人吉市内在住の就学前及び小学生のいる全世帯
調査基準日	平成26年1月1日
調査期間	平成26年2月3日～2月17日まで
記入対象児童の抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	2,230人
有効回答数	934人
有効回収率	41.88%